

# 事務所便り

平成28年1月号  
平成28年1月20日

## 税理士法人 鎌田総合事務所 鎌田公認会計士事務所

公認会計士 鎌田 直善  
税理士 鎌田 ふくみ

年末は、雪のないお正月になるのかと思ったりしましたが、年末休暇に入ってから、真っ白になりましたね。これから2,3か月、滑ったり転んだりしませんように。皆様もお気を付け下さいませ。

### 御挨拶

公認会計士 鎌田 直善

新年を迎え、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別の御芳情を賜り心より御礼申し上げます。

さて、このたび弊事務所は、平成28年1月4日、事務所法人化のため、税理士法人鎌田総合事務所を設立いたしました。事務所の基盤をより盤石なものとし、もって職員の雇用基盤を安定化させ、函館地域の経済振興に一層注力する体制づくりが目的です。

鎌田公認会計士事務所の税務・会計業務・コンサルティング業務を、そのまま、税理士法人鎌田総合事務所が承継するとともに、事務所の全職員は新法人に移籍いたします。

皆様との税務・会計業務に関する御契約も新法人で引継ぎさせていただきます。

事務所所在地、電話番号・ファックス番号等、事務面の変更はありません。御報酬のお振込先も、当面、旧来通りといたします。

なお、公認会計士の監査業務については、従来通り、鎌田公認会計士事務所が所管いたします。

社員・職員一同、より一層、研鑽努力していく覚悟でございます。従来に倍して、御厚誼御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 年末年始に

税理士 鎌田 ふくみ

おせち料理はこしばらく、作るものではなく購入するものと観念しておりましたが、秋口に娘が『そうだ、おせち作ろう』との爆弾発言。え～、という心境ながらも、望みはなんでもかなえてあげよう、という魔法使いの心境で、年末を迎えました。

とは申せ、魔法使いは杖をふるっていけばよし、とはいかないのがお話し世界と違うところで、黒豆の見張り番も、きんとんの裏ごしも、ゴマメの内臓取も、台所の洗い場に至るまで、お姫さまとともにやりぬいたころには、手が擦り傷だらけ。張り切って購入した金属製のざると格闘した結果のようです。

素晴らしい、よくできたと褒めあって、幸先のよい新年スタートとなりました。

本年もよろしく願い申し上げます。

## ふるさと納税のワンストップ特例制度について

スタッフ 田中 澄江

ふるさと納税とは、自治体への寄付金のことです。ふるさと納税を行い、確定申告をすることで、所得税の還付と個人住民税の控除を受けることができます。

この制度に加え、平成 27 年 4 月より、もともと確定申告不要な給与所得者等の場合、ワンストップ特例制度を選択することで、確定申告をせずに住民税の控除を受けることができる制度が開始されています。この制度を利用すると、控除される税金が、これまでは「所得税からの還付と住民税からの控除」であったのに対し、すべて「住民税からの控除」となります。

例えば、ワンストップ特例制度を選択し、年間 60,000 円を自治体に寄付した場合、基礎控除 2,000 円を差し引いた 58,000 円（住民税の所得割額の 20%が上限となります。）が翌年の個人住民税から控除されます。（所得税の還付等はありません。）

ワンストップ特例制度を利用するためには、下記の通り条件があります。

- 1) もともと確定申告が不要な給与所得者等であること。
- 2) 寄付先が5団体以内であること。
- 3) ワンストップ特例制度の申請書を提出していること。

確定申告することなく、住民税の控除を受けられるため、手間が省けますが、自治体により申請手続きが異なることや、年の途中で引っ越しをした場合など、手続きが煩雑になる場合もございます。今年、ふるさと納税をお考えの方は、内容をご確認のうえ、ご検討ください。詳しくは、スタッフにご相談ください。

## お知らせ

去る 12 月に、2015 年税理士試験の合格発表がありました。

税理士となるためには、5 科目の個別科目に合格する必要があります。そのうちの必須科目である簿記論に、職員の田中澄江が合格しました。

まだまだ一里塚ではありますが、仕事をもちながらの受験には、たゆまぬ努力とあきらめない志が必要です。今後とも皆様のご声援をいただければ幸いです。

## 営業時間等のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。12 月～5 月の営業時間は 9：00～18：00 です。よろしくお願いたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。